

令和4年度 事業計画

建設業労働災害防止協会

目次

I	令和4年度事業運営の基本方針	1
1	建設業における労働災害の現状と課題	1
2	建災防を取り巻く環境と課題	2
3	事業運営の基本方針	2
II	主要事業の概要と活動計画	6
1	教育事業	6
2	建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）推進事業	9
3	安全衛生意識の高揚及び安全衛生管理ノウハウ等の共有化のための事業	10
4	安全衛生教育用教材、用品の新規開発等と販売体制のICT化の推進	13
5	調査研究（開発）事業	14
6	専門家による技術指導・支援事業	15
7	中小専門工事業者の安全衛生支援事業	15
8	ずい道等建設労働者健康情報管理システムの運用事業	16
9	高度安全機械等導入支援補助金事業	16
10	自然災害からの復旧・復興工事安全衛生確保支援事業	16
11	国からの付託事業	16
12	その他	17
III	効率的事業運営体制の整備等	18
1	体制の整備	18
2	事業の効率的運営	18
3	業務実績評価を踏まえた事業の改善等	18
4	内部監査	19
5	個人情報保護に関するコンプライアンス等	19
6	業務のデジタル化（ICT化）の推進及び情報セキュリティ対策の強化	19
参考	令和4年度 主要行事予定表	21
	支部事業計画	22

I 令和4年度事業運営の基本方針

1 建設業における労働災害の現状と課題

建設投資は、総体として引き続き堅調に推移している。この状況の下、技能者、技術者の慢性的な不足や高齢化の進展、ICT等新たな技術の投入等、労働災害の要因が増加する中で、労働災害防止対策を進めていく必要がある。

また、世界的な新型コロナウイルス感染症の流行が長引く中、我が国においても国民生活や経済活動に大きな影響を受け、建設業においても新型コロナウイルス感染拡大防止対策が求められており、本年度も引き続き感染拡大防止に取り組みつつ、安全衛生活動を推進する必要がある。

このような状況下において、令和3年の建設業における死亡災害は、288人（確定値）と前年同期比+30人（11.6%）と増加し、全産業に占める割合も32.2%から33.2%に上がるなど、長期的には減少傾向にある中で、再び増加に転じている。

さらに、休業4日以上之死傷災害も16,079人と前年同期比+1,102人（7.4%）と増加している。

建設業における労働災害を減少させ、建設業が今後とも健全に発展を続けていくためにも、従来からの労働災害防止対策に加えて、ICTの工事現場への更なる導入、職場環境の変化や技術の多様化に対応するための調査研究や安全衛生意識の共有化など、安全衛生水準の向上を図る取組とともに、働き方改革が進展する中で、労働者の心身の健康を確保する観点から工事現場におけるメンタルヘルス対策の推進等、社会の要請に応じていく必要がある。

さらに、近年、地震や大雨等による自然災害が多く発生していることから、復旧・復興工事における安全衛生確保に向けた労働災害防止対策の一層の徹底を図ることが求められる。

これらの状況を踏まえつつ本年度は、国が策定した「第13次労働災害防止計画」（以下、「13次防」という。）及び建災防が策定した「建設業の労働災害防止に関する中期計画と今後の展望（第8次建設業労働災害防止5カ年計画）」（以下、「第8次計画」という。）の最終年度に当たり、死亡災害を前計画期間比15%以上減少させる目標及び毎年の削減目標達成に向けて更なる努力をすることとする。

2 建災防を取り巻く環境と課題

平成4年から平成22年まで減少を続けた建設投資額は、平成23年度から増加傾向にあるものの、建災防の会員数については、平成8年の76,073会員をピークにその後減少傾向で推移している。

今後とも、建災防が先頭に立ち、建設業における労働災害を減少させるためにも、労働災害防止の効果等のメリットを会員が実感できるよう、会員サービスの充実及び公共工事の発注者等による安全衛生活動の評価拡大を図ることにより、中小零細事業者の会員加入を促進し、より多くの事業者に参画意識を促して行くことが不可欠である。

また、建災防が自律性を維持し、建設業における労働災害防止活動を積極的に進める基盤を確保するには、安定的な財源を確保していくことが必要である。そのためには、教育研修講座の新たな展開や教材の開発、業界のニーズに即した新規事業の展開、さらにコスモス認定事業の一層の推進等について、本部と支部が引き続き連携を強化する。併せて、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に積極的に取り組み、事業活動の適正な実施を図ることが必要である。

さらに、建災防の本部及び支部に対する国税局の税務調査により、不適切な経理処理や収支決算額への計上漏れが指摘され、遡って修正申告を行ったところであり、本部と支部（分会を含む。）を挙げた適正な経理処理と税務申告に向けた体制整備が喫緊の課題となっている。

3 事業運営の基本方針

本年度は、国が策定した「13次防」を踏まえて建災防が策定した「第8次計画」の最終年度に当たることから、同計画の目標達成に向け、以下の事項を重点として、事業運営に取り組むこととする。

(1)教育事業の推進

本年度は、引き続き受講者及び講師の検温、マスクの着用、手指の消毒、会場内の換気や受講者の間隔をあけるなど新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を徹底して、教育事業の推進を図る。

本部では、特に受講者間の座席の間隔をあけることに伴い、受講定員を減じることとなるが、一方で受講ニーズに応じて、インターネットを活用したサテライト方式によるリモート教育の導入や広い会場へ変更することにより、受講希望者の受講機会の確保を図る。

また、会員等からの受講ニーズ並びに関係行政機関からの要請に的確に応えるため「墜落制止用器具を用いて行う作業に係る特別教育（以下、「フルハーネス型安全帯

使用作業特別教育」という。)をはじめとする各種の講師養成講座、企業内の管理者の育成及び支部に対する各種技能講習等の実施体制の支援を行う。

(2)建設業労働安全衛生マネジメントシステム(コスモス)の展開

建設業労働安全衛生マネジメントシステム(以下、「コスモス」という。)については、認定事業場の死傷者総数減少指数が建設業全体より 20.9 ポイントも減少効果が大いことや、公共工事発注者の評価・優遇措置等に関して、専門工事業者を含めた建設事業者、公共工事発注機関等に対して周知を図ることにより、コスモスの普及・促進及びコスモス認定事業場の拡大を図る。

また、中小規模の建設事業者にコスモス導入を促進するため、中小規模建設事業場向けの「コンパクトコスモス」の普及拡大を図る。

(3)安全衛生意識の高揚と安全衛生管理ノウハウ等の共有化

安全衛生管理等のノウハウを共有し、安全衛生水準の向上、安全衛生意識の高揚を図るために、全国建設業労働災害防止大会を開催するとともに、地域ごとに開催される支部主催の労働災害防止大会や会員企業が開催する安全衛生大会等の安全衛生活動を積極的に推進する。

また、安全衛生水準の一層の向上を図るため、国が令和 5 年度を初年度として策定予定の「第 14 次労働災害防止計画」(以下、「14 次防」という。)を踏まえ、会員及び協会が実施すべき重点事項と具体的活動を取りまとめた「建設業の労働災害防止に関する中期計画と今後の展望(第 9 次建設業労働災害防止 5 カ年計画)」(以下、「第 9 次計画」という。)を策定するとともに、同計画の目標達成に向け「令和 5 年度建設業労働災害防止対策実施事項」(以下、「令和 5 年度実施事項」という。)を作成・頒布する。

さらに、全国安全週間、全国労働衛生週間等の各種強調期間においては、会員企業等が期間中に行う安全衛生活動を支援するための実施要領等を作成・頒布する。

これらについては、支部・関係団体等を通じて周知するとともに、ホームページを活用して広く周知する。

(4)安全衛生教育用教材、用品の新規開発等と販売体制の ICT 化の推進

建設業界のニーズ、法令の改正や新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に対応した、わかりやすく、使いやすい安全衛生教育用教材・用品、講習会用視聴覚教材を開発するとともに、既存テキスト・用品についても法令の改正や技術革新の進展等に合わせて迅速に改訂を進める。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策や働き方改革に対応するため、令和 5 年度より図書・用品 WEB 販売を開始するための準備を進める。

さらに、デジタル化の一環として支部に散在する顧客データの一元管理を進めることにより、ニーズの把握や双方向の情報交換を容易にし、情報格差の是正を図るとともに、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)を活用した安全衛生教育用教材の普及促進を図る。

(5)建設業における労働災害防止のための調査研究・開発

少子高齢化による人口減少を背景として、建設産業では長年課題となっている人手不足が深刻化し、過重労働や未熟練工等の参入による労働災害が増加している。こうした状況を受け、平成 30 年、国を挙げた働き方改革が推進される一方、国土交通省では、平成 28 年に開始した i-Construction 施策とともに、令和 2 年にはインフラ分野の DX 推進本部を設置し、建設業における DX 施策に着手した。

このような背景を踏まえ、建設産業を取り巻く環境の変化に対応した安全衛生活動を推進し、建設工事従事者が働きがいをもって入職できる安心・安全な就労環境を確保するため、安全衛生水準の向上に資する調査研究・開発を実施する。

(6)専門家による技術指導・支援

建設業労働災害防止規程を基本として、全国安全週間等の各強調週間、期間、月間及び「墜落・転落災害撲滅キャンペーン」等の安全衛生活動を踏まえ、安全・衛生管理士による技術指導や支援及び安全指導者による安全パトロール等を実施する。

また、建設現場でのメンタルヘルス対策として、建設業メンタルヘルス対策アドバイザーによる研修会や指導等を実施する。

(7)中小専門工事業者の安全衛生支援事業

建設業における労働災害を一層減少させるため、下請である専門工事業者及び中小建設業者の安全衛生活動の活性化が重要である。このため、支部において専門工事業者等を会員とする団体と連携し、専門工事業者等の安全衛生活動を積極的に推進させるための技術的な支援等を実施する。

(8)ずい道等建設労働者健康情報管理システムの運用事業

ずい道等建設工事に従事する労働者の健康確保対策の充実を図るため、当該労働者のじん肺関係の健康情報、作業従事歴等の一元管理を進めるために構築した「ずい道等建設労働者健康情報管理システム」（以下、「ずい道システム」という。）への情報蓄積を推進する。

(9)高度安全機械等導入支援補助金事業

国（厚生労働省）では、本年度、車両系建設機械等に関して、危険な作業を無人化するシステム、機械等（高度安全機械等）を導入する中小企業事業者に対し、その経費の一部を補助する「高度安全機械等導入支援補助金事業」を創設したことから、これを的確に実施する。

(10)自然災害からの復旧・復興工事安全衛生確保支援事業

自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策の徹底を図るため、現場指導や安全衛生教育等を実施する。

(11)国からの付託事業の推進

建設業の一人親方等に対する安全衛生教育支援事業

一人親方等の業務の特性や作業の実態を踏まえ、安全衛生に関する研修及び建設現場における技術指導を通し、一人親方等に対する労働災害防止対策を実施する。

(12)その他

諸外国の安全衛生情報を収集するとともに国際協力を推進する。

また、厚生労働省の依頼を受け「安全優良職長厚生労働大臣顕彰者」の推薦等を行う。

II 主要事業の概要と活動計画

1 教育事業

新型コロナウイルス感染症感染防止の観点から、引き続き受講者及び講師の検温、マスクの着用、手指の消毒、会場内の換気、受講者の間隔をあけるなど感染防止対策を徹底して、教育事業の推進を図る。

本部では、特に受講者の間隔をあけることに伴い、受講定員を減じなければならないことによって、受講希望者の受講機会を失わせることがないように、受講ニーズに応じてインターネットを活用したサテライト方式によるリモート教育を導入又は広い会場への変更により、受講機会の確保を図る。また、企業からのリモート教育の要請にも積極的に対応する。

支部では、受講ニーズを踏まえ、一般又は一戸建て等の各「建築物石綿含有建材調査者講習」を関係行政機関と連携をとりながら開催する。また、「フルハーネス型安全帯使用作業特別教育」についても受講者ニーズを踏まえ開催するとともに、労働安全衛生関係法令に定められている各種技能講習や特別教育等を開催する。

建設業安全衛生教育センターでは、建設業界の動向や国の施策に沿って、「職長・安全衛生責任者教育講師養成講座（新 CFT 講座）」及び「ずい道等救護技術管理者研修」を軸とした講座を開催する。また、米海軍極東施設技術部隊からの要請を踏まえて開催している、米軍基地内で建設工事を行う場合に必要な「現場安全衛生担当責任者：SSHO」の資格を取得するための建設技術者安全衛生管理講座である「所長コース」や「工事主任コース」と 5 年再教育講座の「SSHO リフレッシュャーコース」、その他「墜落保護担当責任者（CP）コース」についても開催する。

さらに、企業先からの要請による講座の開催にも積極的に対応する。

(1)本部教育推進部で実施する講座

① 教育講座数

支部及び各企業等が実施する各種教育研修のための講師養成講座を開催し、講師として特別教育等を効果的に行うための技法や講師として必要な知識等を付与する。

令和 4 年度 本部教育推進部で実施する教育講座		
17 講座	49 回	1,935 名

ア 特別教育の講師養成講座

- (ア) アーク溶接等特別教育講師養成講座
- (イ) 足場の組立て等の業務に係る特別教育講師養成講座
- (ウ) 石綿取扱い作業従事者特別教育講師養成講座
- (エ) 酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育講師養成講座
- (オ) 自由研削砥石（グラインダ）特別教育講師養成講座
- (カ) 低圧電気取扱い業務従事者特別教育講師養成講座

- (キ) フルハーネス型安全帯使用作業特別教育講師養成講座
- (ク) 巻上げ機（ウインチ）特別教育講師養成講座
- (ケ) ローラー特別教育講師養成講座
- イ 特別教育に準じた教育の講師養成講座
 - (ア) チェーンソー以外の振動工具取扱作業管理者講習
 - (イ) 丸のこ等取扱い作業従事者教育講師養成講座
 - (ウ) 有機溶剤業務管理者講習
- ウ 通達に基づく教育の講師養成講座
 - 建設業等における熱中症予防指導員・管理者研修講師養成講座
- エ その他の講師養成講座
 - (ア) 建設業安全衛生推進者（初任時教育）講師養成講座
 - (イ) 建設工事の職場環境改善実施担当者講習講師養成講座
 - (ウ) 現場管理者統括管理講習講師養成講座
 - (エ) 建築物石綿含有建材調査者講習及び要点説明会＜支部の講師予定者対象＞

② 支部教育事業の支援

建築物石綿含有建材調査者講習の実施状況を踏まえ、必要に応じて指導要領、試験問題等の充実を図る。

また、支部が実施する技能講習における学科修了試験問題について法改正や技能講習規程等の改正を踏まえた内容の技能講習試験問題集を作成して支部に配布する。

その他、支部で実施している技能講習の運営状況等について本部監査・指導を行う。

（対象）7支部程度

(2)建設業安全衛生教育センターで実施する講座

① 教育講座数

企業における安全衛生管理に必要な人材の育成の場として、国家資格取得のための教育講座や企業内の安全衛生担当者向け教育講座等を開催する。

令和4年度 教育センターで実施する教育講座数		
22 講座	95 回	1,425 名

- ア ずい道等救護技術管理者研修
- イ 職長・安全衛生責任者教育講師養成講座
 - (ア) 新 CFT 講座（4 日間コース）
 - (イ) 新 CFT 講座（5 日間コース）
 - (ウ) 新 CFT 講座（5 日間コース・大阪）
- ウ 建設業安全衛生管理専門講座（総合工事業者店社安全衛生スタッフコース）
- エ 建設技術者安全衛生管理講座
 - (ア) 所長コース（SSHO 資格認定講座）

- (イ) 工事主任コース (SSHO 資格認定講座)
- (ウ) 工事主任コース (SSHO 資格認定講座) (横須賀・福岡)
- (エ) SSHO リフレッシュャーコース (5年再教育講座)
- (オ) SSHO リフレッシュャーコース (5年再教育講座) (横須賀・福岡)
- (カ) 墜落保護担当責任者 (CP) コース
- オ 建設業労働安全衛生マネジメントシステム研修講座 (COHSMS 講座)
 - (ア) 構築・認定担当者研修講座
 - (イ) 内部システム監査担当者研修講座
- カ 建設技術者安全衛生講座 (工事計画参画者コース)
 - (ア) 鋼橋架設工事コース
 - (イ) 地山の掘削工事コース
 - (ウ) ビル建築工事コース
 - (エ) 圧気工事コース
 - (オ) トンネル工事コース
 - (カ) PC 橋架設工事コース
- キ 再圧室操作業務従事者特別教育指導員 (インストラクター) 講座
- ク 建設業労働衛生管理講座 (粉じん対策・インストラクターコース)
- ケ 労働安全衛生関係法令講座
- コ 技能講習講師レベルアップ講座<支部対象>
 - (ア) 地山の掘削及び土止め支保工講師レベルアップ講座
 - (イ) 足場の組立て等講師レベルアップ講座
 - (ウ) 型枠支保工の組立て等講師レベルアップ講座
- サ 建設従事者教育講師養成講座<支部対象>

② 重点開催講座

本年度に開催する講座のうち、次の講座を重点的に開催する。

- ア ずい道等救護技術管理者研修

激甚災害等の復旧・復興工事やリニア中央新幹線工事等によるずい道等建設工事の工事量の増加が見込まれることから「ずい道等救護技術管理者研修」を開催する。

ずい道等救護技術管理者研修 16 回開催
- イ 総合工事業者店社安全衛生スタッフコース

建設現場の安全衛生管理を指導・支援する店社 (本社・支店) の安全衛生スタッフを養成する講座を開催する。

総合工事業者店社安全衛生スタッフコース 6 回開催
- ウ 職長・安全衛生責任者教育講師養成講座

建設業における職長・安全衛生責任者教育及び通達に基づく能力向上教育に準じた教育やキャリアアップシステムの定着に向け、その指導にあたる講師養成を図るため、教育センターの主要講座である「職長・安全衛生責任者教育講

師養成講座（新 CFT 講座）」及び「新 CFT 講座（大阪）」を引き続き開催する。
新 CFT 講座については、従来の「4 日間コース」の他、「5 日間コース」も実施する。

(ア) 職長・安全衛生責任者教育講師養成講座（新 CFT 講座、4 日間）	11 回開催
(イ) 〃	（新 CFT 講座、5 日間） 12 回開催
(ウ) 〃	（新 CFT 講座、5 日間大阪） 4 回開催

エ SSHO（現場安全衛生担当責任者）資格認定講座

米軍基地内で建設工事を行う事業場において必要な「現場安全衛生担当責任者（SSHO）」の資格を取得する「所長コース」「工事主任コース」並びに 5 年毎の再教育用研修である「SSHO リフレッシュャーコース（5 年再教育講座）」のうち、「工事主任コース」及び「SSHO リフレッシュャーコース（5 年再教育講座）」を教育センター（佐倉）の他、主要都市等（横須賀、福岡）でも積極的に開催する。

(ア) 所長コース（教育センター：佐倉）	5 回開催
(イ) 工事主任コース（教育センター：佐倉）	4 回開催
(ウ) 工事主任コース（横須賀・福岡）	6 回開催
(エ) SSHO リフレッシュャーコース（5 年再教育講座）（教育センター：佐倉）	2 回開催
(オ) SSHO リフレッシュャーコース（5 年再教育講座）（横須賀・福岡）	6 回開催

オ 墜落保護担当責任者（CP）コース

米軍基地内で建設工事を行う事業場において必要な、EM385-1-1（2014 年版）で規定された「墜落保護担当責任者（CP）」の資格取得のための講座「墜落保護担当責任者（CP）コース」を教育センター（佐倉）で開催する。

墜落保護担当責任者（CP）コース（教育センター：佐倉）	5 回開催
-----------------------------	-------

カ 建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育（建設従事者教育（6 時間教育））

厚生労働省及び国土交通省が推奨している「建設従事者に対する安全衛生教育」の推進に向け、支部の講師予定者等を対象に実施している「建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育講師養成講座」の内容の充実を図り、支部の「建設従事者教育」が円滑に実施できるよう支援する。

建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育講師養成講座	2 回開催
------------------------------	-------

2 建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）推進事業

労働災害の防止は、経営トップのリーダーシップの下に、従業員等の関係者が一体となって安全衛生管理を組織的かつ計画的に推進する「建設業労働安全衛生マネジメ

ントシステムガイドライン」（「コスモスガイドライン」）に基づく「コスモス」を構築し、これを運用することが最も効果的であることから、その普及・促進を図る。

(1)コスモス普及・促進事業

① コスモス構築等の支援サービスの実施等

コスモスの構築、運用への支援、システムに係る教育・講演等、建設事業場のシステムに係る個別ニーズに対応した支援サービスの実施とともに、個々の企業に応じたコスモスシステムマニュアルの作成など個別の相談への丁寧な対応を行う。

また、会員・発注機関等に対して、案内リーフレット、コスモス認定に係るパンフレット等の配布により、コスモスの普及・促進を図る。

② コスモス説明会の実施

コスモスの必要性、周知・啓発を図るため、ニューコスモス及びコンパクトコスモスの内容等について解説する「コスモス説明会」を、支部との連携を図りながら建設事業場、公共工事発注機関等を対象として実施する。

③ 第 59 回全国建設業労働災害防止大会（金沢市）における取組

全国建設業労働災害防止大会におけるコスモス部会、認定事業場交流会等を通じてコスモスに関する情報発信を行い、より多くの建設事業場への普及・啓発を図る。

④ 国際標準化の情報収集

（一社）日本規格協会国内委員会の参画等を通じて、労働安全衛生マネジメントシステムに関連する国際標準化の情報収集を行う。

(2)コスモス認定事業

コスモスの導入による認定申請を行う建設事業者については、調査の資格を有する評価者による書面調査、実地調査等を適正に実施する。その結果については外部委員による認定審査会に諮り、コスモス認定の可否を決定するなど厳正な認定審査を行う。

特に、建設工事の入札参加資格審査や総合評価方式において、コスモス認定証の取得に対する加点や評価を行う建設工事発注者に対しては、コスモス認定に係るパンフレット等を送付し、コスモス認定の内容等の周知を図るとともに、支部と協働した優遇措置確保への働きかけを強化する。

3 安全衛生意識の高揚及び安全衛生管理ノウハウ等の共有化のための事業

安全衛生管理等のノウハウを共有し、安全衛生水準の向上、安全衛生意識の高揚を図るために、全国の建設関係者が一同に会する全国建設業労働災害防止大会を開催する。本年度は、石川県金沢市のいしかわ総合スポーツセンター他において第 59 回全国建設業労働災害防止大会を開催する。なお、開催にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を徹底した現地とオンラインのハイブリット開催とする。

さらに、地域ごとに開催される支部の労働災害防止大会や会員企業が開催する安全

衛生大会等の安全衛生活動についても積極的に推進する。

また、安全衛生水準の一層の向上を図るため、国が令和5年度を初年度として策定予定の14次防を踏まえ、会員及び協会が実施すべき重点事項と具体的活動を取りまとめた第9次計画を策定するとともに、同計画の目標達成に向け令和5年度実施事項を作成・頒布する。

併せて、第8次計画の目標達成のために会員及び当協会が実施すべき事項等を取りまとめた「令和4年度建設業労働災害防止対策実施事項」（以下、「令和4年度実施事項」という。）を周知する。

特に、建設業で多発している墜落・転落災害を防止するための「墜落・転落災害撲滅キャンペーン」の展開、全国安全週間、全国労働衛生週間、建設業年末年始労働災害防止強調期間、建設業年度末労働災害防止強調月間の各期間においては、会員企業等が期間中に行う安全衛生活動を支援するために、具体的な実施すべき事項を取りまとめた実施要領を作成・頒布する。

これらについては、支部・関係団体等を通じて会員等に周知するとともに、ホームページを活用して広く周知する。

(1)第59回全国建設業労働災害防止大会（金沢大会）の開催

① 開催準備等活動

ア 式典部会、専門部会（建築部会、土木部会、安全衛生教育部会、低層住宅部会、コスモス部会、メンタルヘルス部会、ICT部会）を設置し、必要に応じて部会毎に委員会を開催する。 委員会開催 18回

イ 合同実行委員会 委員会開催 1回

② 第59回全国建設業労働災害防止大会の開催

ア 第1日：総合集会 令和4年10月6日(木)

○式典

安全衛生表彰委員会及び顕彰基金運営委員会において選出された個人・企業・団体に対する表彰・顕彰、「安全の誓い」、講演等

会場：いしかわ総合スポーツセンター

イ 第2日：専門部会 令和4年10月7日(金)

○建築部会、土木部会、安全衛生教育部会、低層住宅部会、コスモス部会、メンタルヘルス部会、ICT部会の開催

行政講話、企業会員の研究発表等

会場：石川県立音楽堂 他

ウ 安全衛生保護具・測定機器・安全標識等展示会

令和4年10月6日(木)～7日(金)

会場：いしかわ総合スポーツセンター 他

(2)第60回全国建設業労働災害防止大会（広島大会）及び創立60周年記念全国大会（東京大会）以降の準備

第60回広島大会の広島県支部を始めとした各開催地支部との連携を図り、新型コ

コロナウイルス感染症拡大防止対策を徹底した上で、関係者との打合せや会場設備等の確認など事前準備を行う。

- | | |
|------------------------------|---------|
| ① 全国大会推進会議（広島） | 1 回開催 |
| ② 各専門部会委員会（広島） | 各 1 回開催 |
| ③ 開催主協力支部打合会（広島） | 1 回開催 |
| ④ 会場内設備等の確認などによる事前準備（広島・東京他） | |

(3)「第 9 次建設業労働災害防止 5 カ年計画」の策定・作成・頒布

国が策定予定の14次防の各種対策と第8次計画中に発生した災害の分析等を行い、これらを踏まえた第9次計画を策定し、冊子を作成・頒布するとともにホームページを活用して広く周知徹底に努める。

- | | |
|---|-----------|
| ① 第9次計画の作成について、広報企画委員会を開催し、内容等について検討する。 | 委員会開催 1 回 |
| ② 第9次計画の冊子作成 | 70,000 部 |

(4)広報資料の作成・頒布

年度ごとの「実施事項」、全国安全週間等の各週間・期間の「実施要領」・「リーフレット」、広報誌「建設の安全」を作成・頒布し、安全衛生活動のための会員及び当協会が実施すべき具体的な対策等の情報を支部・関係団体等を通じて提供するとともに、ホームページを活用して広く周知徹底に努める。

- | | |
|---|------------------------------|
| ① 「実施事項」、「実施要領」の作成について、広報企画委員会を開催し、内容等について検討する。 | 委員会開催 5 回 |
| ② 広報誌「建設の安全」の作成について、広報編集委員会を開催し、内容等について検討する。 | 委員会開催 1 回 |
| ③ 広報関係資料 | |
| ア 令和4年度実施事項 | 60,500 部 |
| イ 広報誌「建設の安全」 | 各号 65,000 部×10 回発行 650,000 部 |
| ウ 全国安全週間実施要領 | 109,000 部 |
| エ 全国労働衛生週間実施要領 | 80,000 部 |
| オ 建設業年末年始労働災害防止強調期間実施要領 | 80,500 部 |
| カ 建設業年度末労働災害防止強調月間実施要領 | 77,500 部 |
| キ 墜落・転落災害撲滅キャンペーンリーフレット | 40,000 部 |
| | 計 1,097,500 部 |

(5)安全祈願祭の実施

全国安全週間の冒頭を飾る行事として、「全国安全週間」期間中（令和4年7月1日(金)）に明治神宮において安全祈願祭を実施する。

4 安全衛生教育用教材、用品の新規開発等と販売体制の ICT 化の推進

建設業界のニーズ、法令改正、技術開発や新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等に対応した、わかりやすく、使いやすい安全衛生教育用教材・用品や講習会用視聴覚教材を新たに開発し、既存のものについても法令の改正や環境の変化に適合するよう迅速に改訂を進める。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策や働き方改革に対応し、図書・用品販売の非対面化や業務の効率化を推進するために、令和5年度よりWEBによる図書・用品販売を開始するため、システム構築を進める。

併せて、全国支部で統一の取れていない顧客情報データを収集し、そのデータの適切な管理と活用方法について検討する。

さらに、会員・非会員を問わず、広く情報の共有化を進めるために、現在配信しているソーシャルネットワーキングサービス（SNS）やメール配信の拡大を図る。

(1)法改正等に対応した安全衛生教育用教材・用品の開発・改訂

法改正や技術開発に迅速に対応する。

(2)視聴覚教材の開発

- ① 石綿含有建材の除去作業（一戸建てに配慮）作業主任者、特別教育、調査者講習用視聴覚教材 DVD の新規作成
- ② 石綿含有建材の除去作業 特別教育用講師用 PP（パワーポイント）の作成

(3)販売体制の ICT 化の推進

- ① 図書・用品販売に係る EC サイト及び販売管理システムの構築
 - ・ 図書・用品販売 EC サイトの構築
 - ・ 図書・用品販売システムの構築
 - ・ 本部・支部の顧客情報の収集及びデータベースの構築
- ② 顧客データの適切な管理及び活用方法の検討

(4)安全衛生教育用教材・安全衛生用品の販売促進

- ① 関係団体会報誌、ホームページへの広告掲載
- ② 新聞社への情報提供
- ③ リーフレットなどによる情報提供
- ④ 安全衛生教育用教材等に係る最新情報の無料メール配信登録者数の増加を進める。
- ⑤ SNS（インスタグラム、ツイッター）を活用した販促活動の推進

(5)非会員も対象とした効果的な販促方法の調査・研究

令和3年度より図書・用品の非会員価格を設定し、会員外にも広く販売できるようになったことから、非会員も含めた販売促進方法について調査を行う。

(6)図書・用品 WEB 化プロジェクトチームでの検討

令和 5 年度より図書・用品の WEB 販売を開始するために、その運用方法等について支部販売担当者をメンバーとするプロジェクトチームにおいて検討する。

5 調査研究（開発）事業

働き方改革が推進される中で、国土の防災減災工事、さらに激甚化、頻発する自然災害の復旧復興工事等、建設投資が底固く推移する一方で、技術者、技能者の不足、作業者の高齢化が進んでいる。こうしたなか、デジタル技術を活用して建設現場の効率性や安全性を目指す「建設 DX」の動きが、新型コロナウイルス感染症の影響も相まって加速度的に進行している。

こうした時代のニーズを捉えた安全衛生活動を推進するために、これまでの調査研究成果である、建設現場におけるメンタルヘルス対策である建災防方式健康 KY と無記名ストレスチェック、新ヒヤリハット報告、及び ICT を活用した労働災害防止対策に関する情報提供（ICT データベース）の普及促進を図る。

さらに、デジタル化した「新ヒヤリハット報告」を切り口として、建設業における安全衛生管理 DX のあり方を検討することとする。

(1)調査研究成果等に基づく安全衛生指導資料の作成

- ① 新ヒヤリハット報告に関する資料
- ② 建設業におけるメンタルヘルス対策に関する資料
- ③ ICT を活用した労働災害防止対策に関する資料
- ④ 軸組作業時における墜落災害防止対策に関する資料
- ⑤ 「ずい道等建設工事における換気技術指針」に関する資料
- ⑥ 建設業における化学物質管理に関する資料
- ⑦ その他必要に応じた資料等

(2)安全衛生対策に関する調査研究

- ① 建設業における安全衛生管理 DX のあり方に関する検討委員会
- ② 建設業におけるメンタルヘルス対策推進に関する検討委員会
- ③ 労働災害防止のための ICT 活用データベース申請審査委員会
- ④ 木造家屋等建築工事安全対策委員会
- ⑤ 建設業における化学物質管理のあり方に関する検討委員会
- ⑥ 保護具等に関する調査研究委員会
- ⑦ 時代の変化を捉まえた様々な労働災害に対応するための調査研究活動

(3)安全衛生活動に係る優遇措置等に関する調査研究

安全衛生活動に熱心に取り組んでいる建設企業に対し、公共工事の発注者等が実施している評価・優遇措置について実態調査を行い、その結果を「建設企業が行う安全衛生管理活動に対する公共工事等の発注者の評価項目一覧表」として取りまとめ、広報を行うとともに、その周知を図る。

6 専門家による技術指導・支援事業

中小工事業者等を対象として、専門家による指導・支援を行うため、安全パトロールや安全教育・講話等を実施し、労働災害防止対策を推進する。

(1)安全・衛生管理士による技術指導・支援

中小建設工事業者等を中心とした安全衛生水準の向上を図るため、会員、支部、分会、安全衛生協議会等に対して、安全・衛生管理士による建設業労働災害防止規程を踏まえた現場指導やリモート等を活用した安全衛生教育・講話の技術指導・支援等を実施する。

また、会員、業界団体等に対して、年間を通じて自主的な安全衛生活動が継続して展開されるよう、安全・衛生管理士による技術的な支援を実施する。

(2)安全指導者による指導、支援

安全衛生管理活動の専門家として、安全指導者を会員の中から本部が委嘱し、支部や分会に配置して、会員に対する安全パトロールや労働災害防止規程の周知徹底を図る。

(3)建設業安全衛生統括指導者等による安全指導者活動への支援

建設業安全衛生統括指導者をブロック中心地支部等に配置し、支部や分会の安全指導者が実施している安全パトロール計画の作成、地域性のある災害等への対策、安全パトロール時の問題点の抽出・検討を行うことにより、安全指導者の活動を支援する。

(4)建設業メンタルヘルス対策アドバイザーによる指導・支援

建設工事業者等に対し、建設業メンタルヘルスアドバイザーによる教育研修及び指導・支援を実施するとともに、指導・支援に用いるリーフレット等を作成する。

7 中小専門工事業者の安全衛生支援事業

建設業の労働災害の一層の減少を図るためには、元請の統括管理能力の向上に加え、下請である専門工事業者及び中小建設業者の安全衛生活動の活性化を図ることが重要である。

また、「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的計画」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）においても、「災害の多くが中小規模の建設工事の現場で発生していること等を踏まえ、中小の建設業者が建設工事従事者に対して行う、不安全行動の防止や安全衛生管理に係る教育への支援を行う」等とされている。

このため、専門工事業者及び中小建設業者の安全衛生水準の向上を目的とし、本部が指定した団体及び支部が地域性を鑑み選定した専門工事業者団体等と協力体制をとりながら、支部に配置する推進員（専門工事業者等の安全衛生活動支援事業推進員）が専門工事業者団体等の現場パトロールや店社等に対する個別指導・技術支援、リモ

ート等を活用した集団指導等を実施し、自主的な安全衛生活動を支援する。

8 ずい道等建設労働者健康情報管理システムの運用事業

平成 31 年 3 月に稼働したずい道システムについて、ずい道等建設労働者の健康情報は順調に蓄積されつつあるが、専門工事業者（登録 ID 取得業者）への継続的なアプローチを行い、ずい道システムへの登録業務の利便性を向上させ、更なる情報蓄積を進めることにより、労働者の健康確保の推進を図る。

また、令和 5 年度末のずい道システムの更改に向けた取り組みを開始する。

9 高度安全機械等導入支援補助金事業

産業現場の車両系建設機械等においては、ICT を活用した高度な安全機能を有する機械等や危険な作業を無人化するシステム・機械等（高度安全機械等）の開発が進められており、これらの活用を推進していくことにより、労働災害の防止を推進していくことが求められている。

しかし、資力の乏しい中小企業事業者においては、これらの導入が困難であるため、本年度から国（厚生労働省）が創設した「高度安全機械等導入支援補助金事業」を運営するものである。

10 自然災害からの復旧・復興工事安全衛生確保支援事業

近年、日本各地で地震、豪雨、台風等の災害が連続して発生しており、これらの自然災害からの復旧・復興工事における安全衛生確保が大きな課題となっている。当協会では、これまでも東日本大地震及び平成 28 年熊本地震等に係る復旧・復興工事の安全衛生確保支援事業を厚生労働省から受託し実施しており、復旧・復興工事における安全衛生確保のノウハウ等を蓄積していることから、これらのノウハウ等を有効に活用し復旧・復興工事における労働災害防止対策の一層の徹底を図るとともに、円滑な復旧・復興工事の推進に寄与することを目的とする。

11 国からの付託事業

建設業の一人親方等に対する安全衛生教育支援事業

建設現場においては、いわゆる一人親方等（中小事業主、役員、家族従事者を含む。以下同じ。）も労働者と同様な作業に従事し、労働災害と同様に業務中の災害も多数発生しており、また、一人親方等は、安全衛生に関する基本的な知識を十分に身につけられる機会が得られていない。

このため、一人親方等に対する業務の特性を踏まえた安全衛生に関する研修会の開催、建設現場における技術指導を通じて、一人親方等に対する安全衛生に関する知識習得等を支援することにより、一人親方等の安全及び健康の確保を図ることを目的とする。

1 2 その他

(1)国際協力

海外の国や地域、JICA（国際協力機構）や中央労働災害防止協会等の団体、並びに会員企業からの要請に基づき海外からの視察団、研修員等の受け入れについて便宜を図る。

また、海外の国や地域の政府、安全衛生関係団体等からの要請、更に ISSA（国際社会保障協会 建設部会）からの依頼に応じて専門家の派遣、情報の提供等を行う。

(2)安全優良職長厚生労働大臣顕彰者の推薦

厚生労働省からの依頼を受け、各支部並びに関係団体との連携を図り「安全優良職長厚生労働大臣顕彰」の候補者を選考して推薦を行う。

(3)表彰・顕彰

建設業における労働災害防止に著しく貢献した個人、企業、団体を表彰するため、安全衛生表彰委員会を開催し、受賞者の選定を行う。

また、建設業の安全衛生にかかる発明・考案など、創意工夫により労働災害の実施に著しく効果がある作品の考案者等を顕彰するため、顕彰基金運営委員会を開催し、受賞者の選定を行う。

なお、表彰・顕彰の受賞者については、同年開催の全国建設業労働災害防止大会の総合集会において会長が表彰する。

- | | | |
|-------------|-------|----|
| ① 安全衛生表彰委員会 | 委員会開催 | 1回 |
| ② 顕彰基金運営委員会 | 委員会開催 | 1回 |

(4)安全衛生教育教材等の監修・推薦

「建災防監修・推薦」について申請があった、安全衛生教育用教材（ビデオ、テキスト等）を、審査会がその内容について審査を行い、建設現場の安全衛生に貢献すると判断されるものについて、「建災防監修・推薦」の名義使用を承認する。

(5)創立 60 周年記念事業の準備

令和 6 年 9 月で建災防は創立 60 周年を迎えることから、創立 60 周年記念事業検討チーム（仮称）等を設置して準備を行う。

Ⅲ 効率的事業運営体制の整備等

事業運営に当たっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止と社会経済活動の両立の要請に当協会を挙げて積極的に対応したところ、主力事業である教育事業の実施に多大な影響が生じ、受講者数の大幅な減少が避けられない状況となっている。

さらに、受講者数の減少については、これだけに留まらず教育用テキストの頒布の減少にも直結し、大幅な減収を招く状況ともなっている。

このため、より一層、効果的、効率的な事業展開が求められるとともに、事業拡大にも積極的に取り組む必要がある。

については、組織の人的・財政基盤及び情報発信能力の強化を図るとともに、本部と支部との連携強化を図りつつ、協会業務の情報化の推進等効率的な事業運営を推進することにより経費節減を実現する一方、事業拡大にも積極的に取り組み財政基盤の強化に寄与する。

1 体制の整備

- (1)適正な経理処理と税務申告に向けた体制整備等
- (2)会員及び賛助会員の加入促進
- (3)会員ニーズの的確な把握及びそれを踏まえた積極的な事業展開
- (4)本部・支部・分会活動の連携の強化
- (5)関係行政機関等との連携の強化
- (6)技能講習に関する支部への監査・指導及び支援
- (7)会員及び報道関係機関等への情報発信の強化
- (8)建災防セーフティエキスパートの活用及び活動支援
- (9)正副会長会、常任理事会、理事会及び総代会において決定した事項への迅速な対応
- (10)各種委員会における検討の迅速化
- (11)支部に対するガバナンス強化のための指導の実施

2 事業の効率的運営

事業運営に当たっては、本部・支部の全職員が経費の節減に取り組むとともに、業務合理化及びデジタル化（ICT化）に積極的に取り組み、効率的な運営に努める。

また、本部においては、デジタル化を積極的に推進するための体制整備を行い、令和3年4月に更新稼働した基幹システムの円滑な運用を進めるとともに、職員は積極的な活用にも努める。

3 業務実績評価を踏まえた事業の改善等

参与会による令和3年度の事業実績評価を行うとともに、当該評価結果を踏まえた

事業の改善・見直し等を的確に行う。

また、監事監査結果に基づく改善措置の徹底を図る。

4 内部監査

令和元年度に実施された東京国税局の税務調査における指摘事項及び問題点を早急に解決するため、令和4年度までの3年間で全支部に対する会計監査を実施、各支部及び各分会における会計経理が適正に処理されているか確認する。

《参考》	会計監査実施予定	令和4年度	24支部
		令和2年度	8支部実施済み
		令和3年度	15支部実施済み
		合計	47支部

5 個人情報保護に関するコンプライアンス等

建災防が保有する個人、企業に係る重要情報について、個人情報の保護に関する法律及びその他の法令を遵守し、管理の徹底を図る。

6 業務のデジタル化(ICT化)の推進及び情報セキュリティ対策の強化

(1)業務のデジタル化推進に向けた組織体制の整備と本部基幹情報システムの安定的運用等

協会業務のデジタル化を積極的に推進するため、コンピュータ情報セキュリティ対策センターを改組、拡充し、総合的なデジタル化を企画調整するとともに、構築を予定しているインボイス制度に対応した適格請求書発行システムや図書・用品販売管理システムの構築プロジェクトを積極的に支援し、会員及び支部の利便性・サービスの向上を図る。

また、本部基幹情報システムについて、協会業務の一層の効率化に向けて安定的に運用するとともに、併せて段階的に基幹情報システムへの移行が予定される販売管理システムや補助金システム等についても円滑に移行を進める。

(2)「インボイス制度に対応した適格請求書発行システム」(仮称)の構築

消費税法の改正により、令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)」が導入され、適格請求書発行事業者が交付した請求書、納品書、領収書、レシート等(いわゆる適格請求書)及び帳簿の保存が消費税の仕入税額控除の要件となる。

このため、当協会の本部、支部及び分会において活用できる「インボイス制度に対

応した適格請求書発行システム」(仮称)を構築することにより、当協会のインボイス制度に対応した経理処理を円滑かつ適正に進める。

(3)情報セキュリティ対策の強化

情報セキュリティに関しては、継続的に「建設業労働災害防止協会情報セキュリティポリシー」や「厚生労働省情報セキュリティポリシー」に十分留意の上、職員向け情報リテラシー教育の強化やシステム監査の実施、情報担当職員を IT 情報セキュリティ関連の勉強会・研修などに参加させることにより、情報セキュリティの確保の徹底を図る。

また、近年のコンピュータウイルスへの感染事例や情報漏洩等の事案に対応するため、迅速かつ的確にセキュリティインシデントへの対応(随時)を進めるとともに、厚労省セキュリティポリシー更新に追随して当協会の情報セキュリティポリシー及び附属文書の更新を行うことにより、情報セキュリティの確保の徹底を図る。

参考 令和4年度 主要行事予定表

	主要行事予定	備考
4月		
5月		
6月	正副会長会・常任理事会・理事会・総代会（6月8日） 全国安全週間準備期間（6月1日～30日） 中央職員研修（6月23日～24日）	於：東京プリンスホテル
7月	安全祈願祭（7月1日） 全国安全週間（7月1日～7日） 参加会	於：明治神宮
8月	「墜落・転落災害撲滅キャンペーン」（8月1日～9月10日）	
9月	全国労働衛生週間準備期間（9月1日～30日） 正副会長会・常任理事会（9月13日）	於：東京プリンスホテル
10月	全国労働衛生週間（10月1日～7日） 第59回全国建設業労働災害防止大会（10月6日～7日） 上期全国支部事務局長会議（10月28日）	於：いしかわ総合スポーツセンター 他
11月		
12月	参加会 建設業年末年始労働災害防止強調期間（12月1日～1月15日）	
1月		
2月		
3月	下期全国支部事務局長会議（3月3日） 建設業年度末労働災害防止強調月間（3月1日～31日） 正副会長会・常任理事会・理事会	

※ 必要に応じ「建設業における労働災害防止の重点対策に関する意見交換会」、「推進特別委員会」等を開催する。

支部事業計画

令和4年度事業計画に基づき、支部と本部が引き続き連携をとりながら事業の推進を図ることとする。

「建築物石綿含有建材調査者講習」を関係行政機関と連携をとりながら開催するとともに、受講ニーズの高い「フルハーネス型安全帯使用作業特別教育」を積極的に開催するなど、各種の技能講習、特別教育や安全衛生教育を推進する。

(1)技能講習等資格制度の広報活動

資格制度及び取得方法についての広報活動

(2)法令・労働災害防止計画・労働災害防止規程の周知徹底

- ① 法令周知説明会の開催
- ② 「第8次計画」及び同計画の目標達成のために策定した「令和4年度実施事項」に基づく労働災害防止対策の周知徹底
- ③ 「建設業労働災害防止規程」の周知徹底
- ④ STOP!転倒災害プロジェクトの周知徹底
- ⑤ 「墜落・転落災害撲滅キャンペーン」

(3)大会・月間・週間等

- ① 支部労働災害防止大会の開催
- ② 全国安全週間・全国労働衛生週間の行事の実施
- ③ 建設業年末年始労働災害防止強調期間の行事の実施
- ④ 建設業年度末労働災害防止強調月間の行事の実施
- ⑤ 建設業特別安全日の実施の促進

(4)現場指導等

- ① 安全指導者等による安全パトロールの実施
- ② 優良事業場の見学・研究会の開催
- ③ 災害事例の検討・防止対策研究会の開催
- ④ 中小総合工事業者、専門工事業者との連携による労働災害防止対策の普及・定着

(5)コスモスの推進

- ① 「ニューコスモス」の周知
- ② コスモス導入企業への支援
- ③ 発注者等への優遇措置導入への働きかけの促進

(6)教育

- ① 作業主任者等技能講習など

- ア 足場の組立て等作業主任者
- イ 石綿作業主任者
- ウ 型枠支保工の組立て等作業主任者
- エ 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者
- オ 鋼橋架設等作業主任者
- カ 高所作業車（10メートル以上）運転業務
- キ コンクリート橋架設等作業主任者
- ク コンクリート造の工作物の解体等の作業主任者
- ケ 小型移動式クレーン（1トン以上5トン未満）運転業務等
- コ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
- サ 車両系建設機械（解体用）（3トン以上）運転業務
- シ 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）（3トン以上）運転業務
- ス 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者
- セ ずい道等の掘削等作業主任者技能特例講習
- ソ ずい道等の掘削等作業主任者
- タ ずい道等の覆工作業主任者
- チ 玉掛け（1トン以上）業務
- ツ 不整地運搬車（1トン以上）運転業務
- テ 木造建築物の組立て等作業主任者
- ト 有機溶剤作業主任者
- ナ 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者
- ニ 建築物石綿含有建材調査者講習 など

② 特別教育等

- ア 特別教育
 - (ア) アーク溶接等業務
 - (イ) 足場の組立て等の業務
 - (ウ) 石綿取扱い作業に係る業務
 - (エ) 刈払機取扱い業務
 - (オ) 小型車両系建設機械（解体用）（3トン未満）運転業務
 - (カ) 小型車両系建設機械（締固め用）運転業務
 - (キ) 小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）（3トン未満）運転業務
 - (ク) 高所作業車運転業務（10メートル未満）
 - (ケ) 酸素欠乏・硫化水素危険作業に係る業務
 - (コ) 自由研削砥石（グラインダ）取替え等の業務
 - (サ) 電気取扱作業（低圧）に係る業務
 - (シ) フルハーネス型安全带使用作業
 - (ス) 巻上げ機（ウインチ）運転業務
 - (セ) ロープ高所作業に係る業務 など

- イ 特別教育に準じた教育

- (ア) 振動工具取扱作業従事者教育
- (イ) 丸のこ等取扱い作業従事者教育 など

- ③ 事業者に代わって実施する安全衛生教育等
 - ア 足場の組立て等作業主任者能力向上教育
 - イ 安全衛生推進者能力向上教育（初任時）
 - ウ 安全管理者選任時研修
 - エ 建設工事の職場環境改善実施担当者講習
 - オ 建設従事者教育（6時間教育）
 - カ 現場管理者統括管理講習
 - キ 斜面の点検者に対する安全教育
 - ク 車両系建設機械整地等運転業務従事者（再教育）
 - ケ 職長・安全衛生責任者教育
 - コ 職長・安全衛生責任者能力向上教育
 - サ 総合工事業者のためのリスクアセスメント研修
 - シ 施工管理者等のための足場点検実務者研修
 - ス 玉掛け業務従事者（再教育）
 - セ 統括安全衛生責任者教育
 - ソ 熱中症予防作業員教育
 - タ 熱中症予防指導員・管理者研修
 - チ 木造建築物解体工事作業指揮者教育 など

